別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　補助事業 | ２　事業実施主体 | ３　補助対象経費 | ４　基準額 | ５ 補助率 |
| 障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業１　補助事業 | 障がい者グループホームを設置する社会福祉法人等２　事業実施主体 | 夜間支援対象利用者１人あたりの夜間世話人の１日あたりの人件費（各種手当、社会保険を含む。１円未満の端数を切捨てる。）×八頭町が援護した夜間支援対象利用者に対する延べ支援日数３　補助対象経費 | 夜間支援対象利用者ごとに、表1又は表2に揚げる額に支援日数をかけた額の合計額※夜間世話人の配置が6：1以上を対象。表1 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合　補助基準単価[単位：円（日・人）]

|  |  |
| --- | --- |
| 障害支援区分 | 世話人配置 |
| 4人：1以上 | 5人：1 | 6人：1 |
| 区分6 | 80 | 460 | 660 |
| 区分5 | 80 | 460 | 660 |

表2 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合　補助基準単価[単位：円（日・人）]

|  |  |
| --- | --- |
| 障害支援区分 | 夜間世話人配置 |
| 4人：1以上 | 5人：1 | 6人：1 |
| 区分6 | 930 | 740 | 610 |
| 区分5 | 930 | 740 | 610 |
| 区分4 | 930 | 740 | 610 |
| 区分3 | 580 | 740 | 610 |
| 区分2 | 580 | 740 | 610 |
| 区分1 |  | 200 | 350 |

４　基準額 | １／２５ 補助率 |
| 重症心身障がい児者等グループホーム夜間支援員配置事業 | 障がい児者グループホームを設置する社会福祉法人等 | 　夜間において利用者のたんの吸引等の医療行為及び体位変換等の身体介護、その他の支援を行うために配置される生活支援員の人件費。ただし、１共同生活居住につき２人までとする。 | ９，４３５円／人・日 | １／２ |

備考１　夜間支援員配置事業は、別に定める基準に該当する障がい者が４名以上利用する重度知的障がい者グループホームに対して適用する。

　　２　該当利用者は月の平均利用者数が該当人数以上いることが必要。なお、月の中途で入退所した場合で半月以上利用した場合は、１月として計算するものとする。